

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支 社 長 堀 圭一

質問書に対する回答

(工事名) 道東自動車道 狩勝第一トンネル工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	金抜設計書 単価表 番号 233～240 撤去工について撤去対象の防雪柵の取付区分は「仮設式」と「固定式」のいずれで撤去費を計上されていますか。	設計図⑩に示すとおり、防雪柵の取付区分は固定式となります。
2	特記仕様書 29-7-4 ずり処理工 A1 区分内容にずりの掘削切羽から本線盛土個所 (STA. 1068～STA. 1073) までの運搬とありますが、途中のずり積替え位置での荷下ろし・積込作業にかかる費用について、予定価格に①計上、②未計上のいずれでしょうか。	特記仕様書に示すとおり、ずり処理工 A 1 は途中でずり積替えを行わないため、別途積込み等に要する費用は計上しておりません。
3	特記仕様書 29-7-4 ずり処理工 B4 区分内容にずりの掘削切羽から自工区内ずり仮置き場 (STA. 1072) までの運搬とありますが、途中のずり積替え位置での荷下ろし・積込作業にかかる費用は予定価格に反映されているでしょうか。	特記仕様書に示すとおり、ずり処理工 A 1 は途中でずり積替えを行わないため、別途積込み等に要する費用は計上しておりません。
4	割掛対象表参考内訳書 5/8、6/8 吹付プラント上屋は冬季養生で必要となります、掘削期間中の上屋の設置撤去費および賃料等の費用については吹付設備費または吹付プラント冬季養生費のいずれで計上されているでしょうか。また、上屋の賃料等については掘削期間の 39.9 か月計上されているでしょうか。	割掛対象表参考内訳書に示すとおり、吹付プラント設備の組立解体に要する費用は吹付設備費に含んでおり、設備期間は 39.9 ヶ月となります。

5	割掛対象表参考内訳書 6/8 濁水処理設備冬季養生費のうち上屋に関する表は、設置・撤去費を1回とし、掘削全期間中の賃料等を計上されていると考えてよろしいでしょうか。	記載のとおり、掘削期間のうち冬期養生を必要とする期間毎に上屋の組立・解体を行う計画としております。
6	割掛対象表参考内訳書 8/8 防音壁費について設置期間は掘削による爆破音の低減が必要な期間と考えますが、設置期間は何か月とお考えでしょうか。	掘削期間中は設置することとしております。
7	⑧【特記仕様書】29-4-2 集水ます、及び②【設計図】図面番号 70/71 に記載されている Dco(B)-2.50-2.50-3.60 について、「土木工事積算基準」において軀体据付けの施工歩掛が示されていません。 積算に当たり歩掛算出根拠、又は施工歩掛をご教示ください。	積算に関する質問についてはお答えできません。
8	令和5年11月10日交付図書の訂正について、入札書の提出期限が令和5年11月28日から令和5年12月12日に変更になりました。 市場単価等の価格について12月の単価を採用されるのでしょうか。	積算に関する質問についてはお答えできません。
9	自立式土留工数量表の鋼矢板IV型は、L=10.5m (28枚) 22.373t、L=12.0m (5枚) 4.566tと記載されています。L=11.0m (28枚) 23.439t、L=12.5m (5枚) 4.756tではないでしょうか。	記載のとおり L=11.0m (28枚) 23.439t、L=12.5m (5枚) 4.756t が正となります。
10	特：立木伐採工について A1、A2、A3、A4、A5の立木伐採歩掛は、土木工事積算基準に有りません。 準拠する歩掛を御教示下さい。	積算に関する質問についてはお答えできません。
11	特：立木伐採工について 雑木伐採Aの歩掛は土木工事積算基準に有りません。 準拠する歩掛を御教示下さい。	積算に関する質問についてはお答えできません。

1 2	工事用道路の維持・補修について 散水・清掃に使用する散水車 5,500L の稼働率、1日の稼働時間を御教示下さい。	積算に関する質問についてはお答えできません。
1 3	割掛対象表 足場工費につきまして、割掛先契約項目の該当箇所がありません。割掛先契約項目をご教示願います。	足場工費の割掛先は以下の項目となりますので、訂正いたします。 ・コンクリート A 1-3 ・型わく C ・はく落防止対策工 A
1 4	令和5年7月版の土木工事積算基準においてトンネル工のサイクルタイムが改定されていますが、閲覧資料に記載のサイクルタイムは令和4年7月版によって算出されています。 本工事のトンネル掘削等の積算について、サイクルタイム自体も閲覧資料から変更されないと考えてよろしいでしょうか。	積算に関する質問についてはお答えできません。 参考図の工程表を参照ください。
1 5	11月6日付け回答8で切羽崩落防止として行う鏡吹付けコンクリートの施工及び取壊しは、トンネル掘削に含まれていますとの回答ですが、鏡吹付の取壊し(約3,000m ³)は、取壊し工として計上するのでしょうか。 また、トンネル掘削工として掘削数量を計上するのでしょうか。	鏡吹付けコンクリートの施工及び取壊しに要する費用はトンネル掘削の単価に含まれております。
1 6	特記仕様書29-7-4 ずり処理工の支払に「鏡吹付けコンクリートの取壊しにより生じたコンクリート塊の選別」とありますが、選別に要する費用は別途積上げしているでしょうか。	特記仕様書に示すとおり、鏡吹付けコンクリートの取壊しにより生じたコンクリート塊の選別に要する費用は、ずり処理工に計上しております。
1 7	上記に関して、別途計上している場合、選別の方法は人力による分別を想定しているでしょうか、それとも機械による分別を想定しているでしょうか。	貴社の施工計画に基づき費用を計上願います。

18	<p>特記仕様書 29-7-1 トンネル掘削に「3) 切羽崩壊防止として行う鏡吹付けコンクリートの施工及び取壊し、処分に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含む」とあることから、トンネル掘削の支払い数量に鏡吹付けコンクリートの取壊し数量も加算するものと考えて良いでしょうか、ご教示ください。</p>	<p>鏡吹付けコンクリートの取壊し、処分の数量については検測対象としません。</p>
19	<p>ダンプトラック運転費について、御社の土木設計数量算出要領 15-94 頁 図 15-14 によれば、縦軸のダンプ所要台数 4 台までは「坑内作業員がずり運搬」することとなっています。一方、割掛対象表参考内訳書 5/8 に記載の「運転労務（補助）延運転月数：134.4 ヶ月」には「ずり運搬の補助を計上」する延月数だけでなく、「坑内作業員がずり運搬」する延月数も含まれているように思われますが間違いないでしょうか、御確認願います。</p>	<p>運転労務（補助）延運転月数は 60.3 ヶ月が正となります。</p>
20	<p>立木伐採工に関して、伐採する立木（幹）と立木（枝・葉）の比重をいくらと想定しているでしょうか、ご教示ください。</p>	<p>積算に関する質問についてはお答えできません。</p>
21	<p>全断面早期併合する区間においてインバート吹付け後に施工する、インバート部の仮埋戻し、再掘削および運搬に要する費用の計上先が分かりませんのでご教示ください。</p>	<p>インバート部の仮埋戻し、再掘削に関わる費用はトンネル掘削に含みます。</p>